

## 平成 29 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画の実績及び自己評価

## 1. 調達の現状と要因の分析

(1) 独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)における平成 29 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数(少額随意契約を除く。)は 49 件、契約金額は 645 百万円であり、うち競争性のない随意契約は 3 件、契約金額は 8 百万円であった。

この競争性のない随意契約 3 件については、案件ごとに機構内部に設置した契約手続審査委員会で審査を行うとともに、契約監視委員会委員への事前説明を経て調達を行った。

表 1 平成 29 年度の調達全体像 (単位:件、百万円)

	平成 29 年度	
	件数	金額
競争入札等	(91.8%) 45	(96.7%) 624
企画競争・公募	(2.0%) 1	(2.1%) 14
競争性のある契約(小計)	(93.9%) 46	(98.8%) 637
競争性のない随意契約	(6.1%) 3	(1.2%) 8
合計	(100%) 49	(100%) 645

(2) 平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、一般競争入札による一者応札は 1 件、契約金額は 5 百万円であった。

表 2 平成 29 年度の一者応札・応募状況 (単位:件、百万円)

		平成 29 年度
2者以上	件数	45(97.8%)
	金額	633(99.3%)
1者	件数	1(2.2%)
	金額	5(0.7%)
合計	件数	46(100%)
	金額	637(100%)

## 2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

## (1) 一者応札・応募に関する改善

- ① 公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。
- ② 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図った。  
(メルマガ登録者数:平成 28 年度末:180 者→平成 29 年度末:251 者)

- ③ 契約手続審査委員会による事前の審査については、競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。

【競争契約に占める一者応札・応募割合の前年度比較による削減率 67%】

(参考)一者応札・応募割合比較

H28 年度:4/61 件(6.6%)、H29 年度:1/46 件(2.2%)

## (2) 類似業務に係る調達の集約化

職員の出張旅費について、これまで旅費規程に基づいて計算された額を職員に支給する方法により行っていたものを平成 29 年 7 月から事務処理を集約するとともに、原則として旅行代理店が提供するパック商品等により調達することに変更した。

【旅費全体の前年度比較で 11%の減少】

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

平成 29 年度の調達案件 49 件については、契約手続審査委員会において、事前に審査を行った。

特に競争性のない随意契約 3 件については、契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができるとの整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、契約監視委員会委員への事前説明を経た上で調達を行った。

【契約手続審査委員会による審査等の件数 3 件(全件)】

### (2) 不祥事の発生の未然防止等のための取組

契約事務研修を通じて、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。

【契約事務研修の実施(平成 30 年 2 月)、予定価格の積算に関するマニュアルの制定】

特定個人情報及び個人情報を取り扱う業務の委託業者に対して、個人情報に関する管理状況の実地検査を実施した。

【4 件実施】

## 4. その他の調達事務における取組

### ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応

平成 29 年度においては、ワーク・ライフ・バランス等推進企業への対応として、調達内容の品質の低下、事業の執行への支障等が生じない範囲で 4 件の調達について、総合評価落札方式の評価加点項目として設定した。

【4 件実施】

(注)ワーク・ライフ・バランス等推進企業

- i) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業
- ii) 女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業(常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限る。)

## 5. 自己評価の実施

平成 29 年度調達等合理化計画の実施状況は、上記 1～4 に記載のとおりであり、契約に係る競争の推進と調達に関するガバナンスの徹底について、所期の目標を達成したことから、自己評価は「B」とした。

## 6. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部担当理事を総括責任者とする契約手続審査委員会により、調達等合理化に取り組んだ。

また、契約手続審査委員会で 29 年度計画の実績及び自己評価を審議し、決定した。

### (2) 契約監視委員会による審査

平成 30 年 4 月 23 日に契約監視委員会を開催し、新規の競争性のない随意契約、一者応札・応募案件及び 29 年度計画の実績等について、点検・評価を受け、その審議概要を公表する。